

ID: 8

担当部署: 建設水道課

| | |
|---|---------------------|
| 処分の概要 | 家賃の減免又は徴収猶予 |
| 例規名 根拠条項 | 村田町定住促進住宅条例 第16条第1項 |
| 例規番号 | 平成27年条例第34号 |
| <p>【基準】</p> <p>第16条及び村田町定住促進住宅条例施行規則第14条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第16条 町長は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、規則で定める状況にあると認めるときは、家賃を減免し、又は家賃の徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の疾病等により支出が著しく多額であるとき。 (2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (3) その他入居者が前2号に準じる特別の事情により、著しく収入が減じ、又は支出が多額であるとき。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、家賃の減免又は徴収猶予について必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の基準等)</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規則で定める状況は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 条例第16条第1項第1号 入居者が疾病等のため長期にわたる療養等が必要であり、かつ、入居者の月額所得から当該療養等に要する費用の月額を控除した額が104,000円に10分の7を乗じて得た金額(以下この条において「基準額」という。)以下である場合 (2) 条例第16条第1項第2号 入居者が災害により損害を受け、かつ、入居者の月額所得から当該損害の総額の12分の1に相当する額を控除した額が基準額以下である場合 (3) 条例第16条第1項第3号 入居者が前2号に規定する状況に準じた状況にある場合</p> <p>2 条例第16条第1項又は第18条第1項ただし書の規定による家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の基準は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 家賃の支払能力が3月以内に回復すると認められる者 家賃又は敷金の徴収猶予 (2) 生計が著しく困難であり、町長が特に必要と認める者 家賃又は敷金の免除 (3) その他の者 家賃又は敷金の減額</p> <p>3 前項第3号の減額は、入居者の事情に応じて、当該入居者の月額所得の額(条例第16条第1項第1号又は第2号に該当する者にあつては本条第1項第1号又は第2号に規定する控除を行った後の額、条例第16条第1項第3号に該当する者にあつては本条第1項第1号又は第2号の規定に準じて町長が定める額を控除した後の額)に10分の1を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。</p> <p>4 家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予の期間は、1年を超えない範囲内において町長が入居者の事情を考慮して定めるものとする。ただし、必要に応じてその期間を更新することができる。</p> <p>5 前各項に定めるもののほか、家賃若しくは敷金の減免又は徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。</p> | |

| | | | |
|--------|----------|---------|-------|
| 標準処理期間 | 15日 | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |